



令和5年度 第4回平塚市国民健康保険 運営協議会

令和6年1月18日（木）
平塚市健康・こども部保険年金課

次第

1 開会

2 議題

- (1) 平塚市国民健康保険税条例の一部改正 保険税率の見直し 諮問事項
- (2) 令和6年度平塚市国民健康保険事業特別会計当初予算案と事業の概要
- (3) 平塚市国民健康保険第2期データヘルス計画(第4期特定健康診査等実施計画)のパブリックコメント結果について
- (4) その他

3 閉会

スケジュール

- 2024年 1月初旬 確定係数に基づく国保事業費納付金と標準税率の提示
- 委員の皆様へ資料の送付(予算案、税率案)
- 1月18日 第4回平塚市国民健康保険運営協議会
予算案の説明、税率について承認
- 2月 市議会定例会に議案上程

(1) 平塚市国民健康保険税条例の一部改正

保険税率の見直し

ア 令和6年度国保事業費納付金の提示(確定係数による算定)

(単位:円)

	令和6年度	令和5年度	前年差	前年比
総額	7,129,719,410	7,386,560,671	-256,841,261	-3.48%
医療分	4,807,575,160	4,980,101,335	-172,526,175	-3.46%
後期支援分	1,731,285,835	1,782,820,108	-51,534,273	-2.89%
介護分	590,858,415	623,639,228	-32,780,813	-5.26%

イ 予算への計上

市国民健康保険事業特別会計当初予算案では、歳出の
国民健康保険事業費納付金に、提示された額を計上します。

科目	6年度当初
総務費	559,737
総務管理費	487,574
一般管理費	485,209
退職給付費	242,888
④ 国民健康保険庶務事業	242,321
国民健康保険印体連合会負担金	2,365
徴収費	71,562
運営協議会費	601
保険給付費	17,267,444
療養費	14,951,125
一般被保険者療養給付費	14,776,713
退職被保険者等療養給付費	0
一般被保険者療養費	127,037
退職被保険者等療養費	0
審査支払手数料	47,375
高額療養費	2,239,904
一般被保険者高額療養費	2,237,328
一般被保険者高額療養費	2,231,071
一般被保険者高額療養費(外来年間合算)	6,257
退職被保険者等高額療養費	0
一般被保険者高額介護合算療養費	2,576
退職被保険者等高額介護合算療養費	0
葬送費	200
一般被保険者葬送費	200
退職被保険者等葬送費	0
出産育児一時金	55,024
出産育児一時金	55,000
審査支払手数料	24
葬送諸費	19,500
介護サービス費	590,859
国民健康保険事業費納付金	7,129,721
医療給付費分	4,807,576
一般被保険者医療給付費分	4,807,576
退職被保険者等医療給付費分	0
後期高齢者支援金等分	1,731,286
一般被保険者後期高齢者支援金等分	1,731,286
退職被保険者等後期高齢者支援金等分	0
介護納付金分	590,859
介護納付金分	590,859
共同事業拠出金	4
共同事業拠出金	4
保健事業費	261,739
保健事業費	36,466
保健普及費	9,316
病院事業費	27,150
特定健康診査等事業費	225,279
国民健康保険特定健康診査等事業(特定健康診査等)	206,001
国民健康保険特定健康診査等事業(特定保健指導等)	19,272
市国民健康保険基金積立金	0
諸支出金	42,200
償還金及び還付加算金	42,200
一般被保険者保険税還付金	40,000
退職被保険者等保険税還付金	280
償還金(保険給付費等交付金償還金)	1,000
一般被保険者保険税還付加算金	900
退職被保険者等保険税還付加算金	20
予備費	100
歳出合計	25,260,945



国民健康保険事業費納付金	7,129,721
医療給付費分	4,807,576
一般被保険者医療給付費分	4,807,576
退職被保険者等医療給付費分	0
後期高齢者支援金等分	1,731,286
一般被保険者後期高齢者支援金等分	1,731,286
退職被保険者等後期高齢者支援金等分	0
介護納付金分	590,859
介護納付金分	590,859

令和6年度国民健康保険事業特別会計予算書(歳出部分)

医療費の推移

1人当たりの総医療費の推移

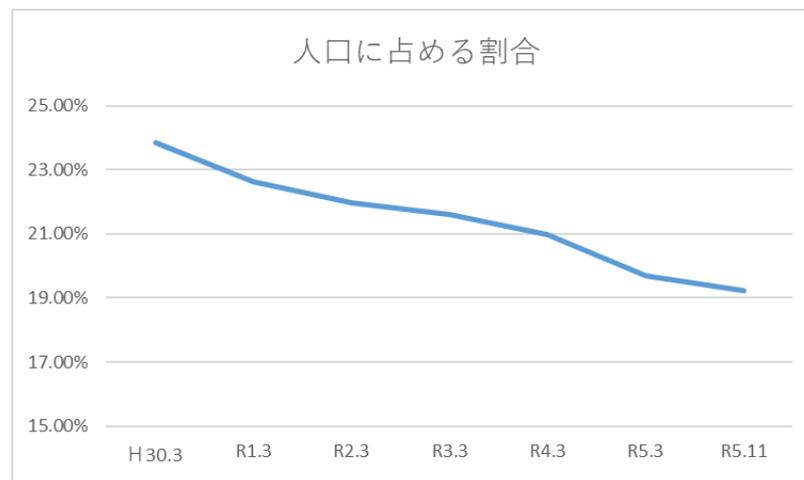
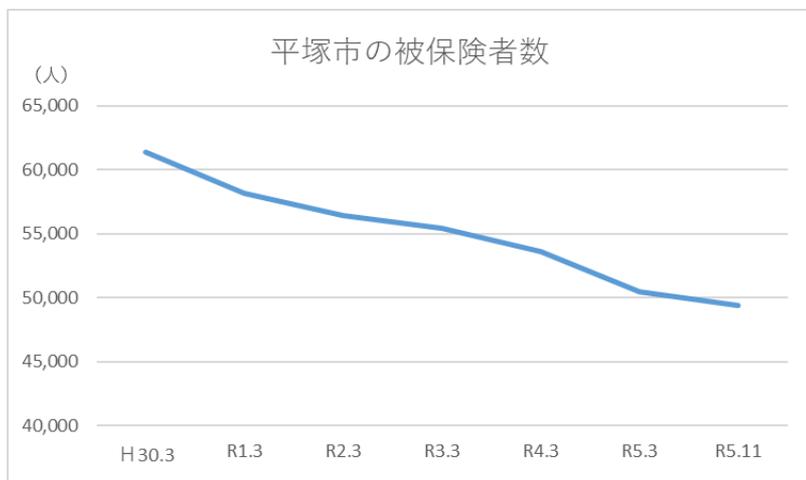
平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度
352,470円	359,644円	364,469円	352,741円	386,962円	387,631円



平成29年度 352,470円 → 令和4年度 387,631円 (+9.98%)

被保険者数の減少

	平成30年3月	令和5年11月	差	比
被保険者数	61,359人	49,361人	-11,998人	-19.55%
人口に占める被保険者の割合	23.86%	19.22%	-4.64%	—



要因

①後期高齢者医療制度への移行人数

年度	人数
平成30年度	2,992人
令和元年度	2,492人
令和2年度	2,118人
令和3年度	2,760人
令和4年度	3,481人
令和5年度(～11月)	2,099人

②社会保険の適用拡大(令和4年10月)

従業員数**101人～500人**の企業で働くパート・アルバイトが新たに社会保険の適用

ウ 令和5年度税率と標準税率との比較

令和5年度税率

	医療分	後期 支援分	介護分
所得割	6.96%	2.82%	2.90%
均等割 (円)	28,270	10,920	11,740
平等割 (円)	18,530	7,160	5,940

令和6年度標準保険税率

	医療分	後期 支援分	介護分
所得割	7.29%	2.99%	2.88%
均等割 (円)	28,535	11,442	11,691
平等割 (円)	18,508	7,421	5,774



令和5年度税率と
令和6年度標準保険税率との差異

	医療分	後期 支援分	介護分
所得割	0.33%	0.17%	-0.02%
均等割 (円)	265	522	-49
平等割 (円)	-22	261	-166

工 保険税率の算定

必要税総額
約52億4,100万円

=

歳出

-

歳入
(現年度保険税額以外)

歳入

科目	5年度当初
国民健康保険税	5,783,416
一般被保険者国民健康保険税	5,782,815
厚生医療費	3,339,977
医療給付費	3,657,210
後期高齢者支援金分	1,402,573
介護納付金分	500,194
滞納繰越分	223,396
補助金等	42,442
諸収入等	10,000
歳入合計	26,193,000

歳出

科目	5年度当初
総務費	463,935
管理費等	817
給付費	816
納付金	
保健事業費等	
還付金等	
歳出合計	26,193,000

予算案作成により、必要税総額を約52億4,100万円と算出

(前年度当初比 約2億7,000万円減)

標準税率で試算(国民健康保険システムによる計算)

(令和5年11月現在の被保険者数と加入被保険者の所得を基に算定)



算出結果 = 約51億9,100万円

標準税率では、必要税総額を満たすことができない。

約52億4,100万円(必要税額) > 約51億9,100万円(標準税率)

標準税率では満たせなかった理由

令和4年10月 社保適用拡大

従業員数101人~500人の企業で働くパート・アルバイトが新たに社会保険の適用



令和6年10月 社保適用拡大

従業員数51人~100人の企業で働くパート・アルバイトが新たに社会保険の適用



所得がある被保険者が社会保険へ移行

このような状況を踏まえ、所得の減少を厳しく見込んでいるため

令和6年度の保険税率設定について

近年は、標準税率に合わせてように税率改定を実施



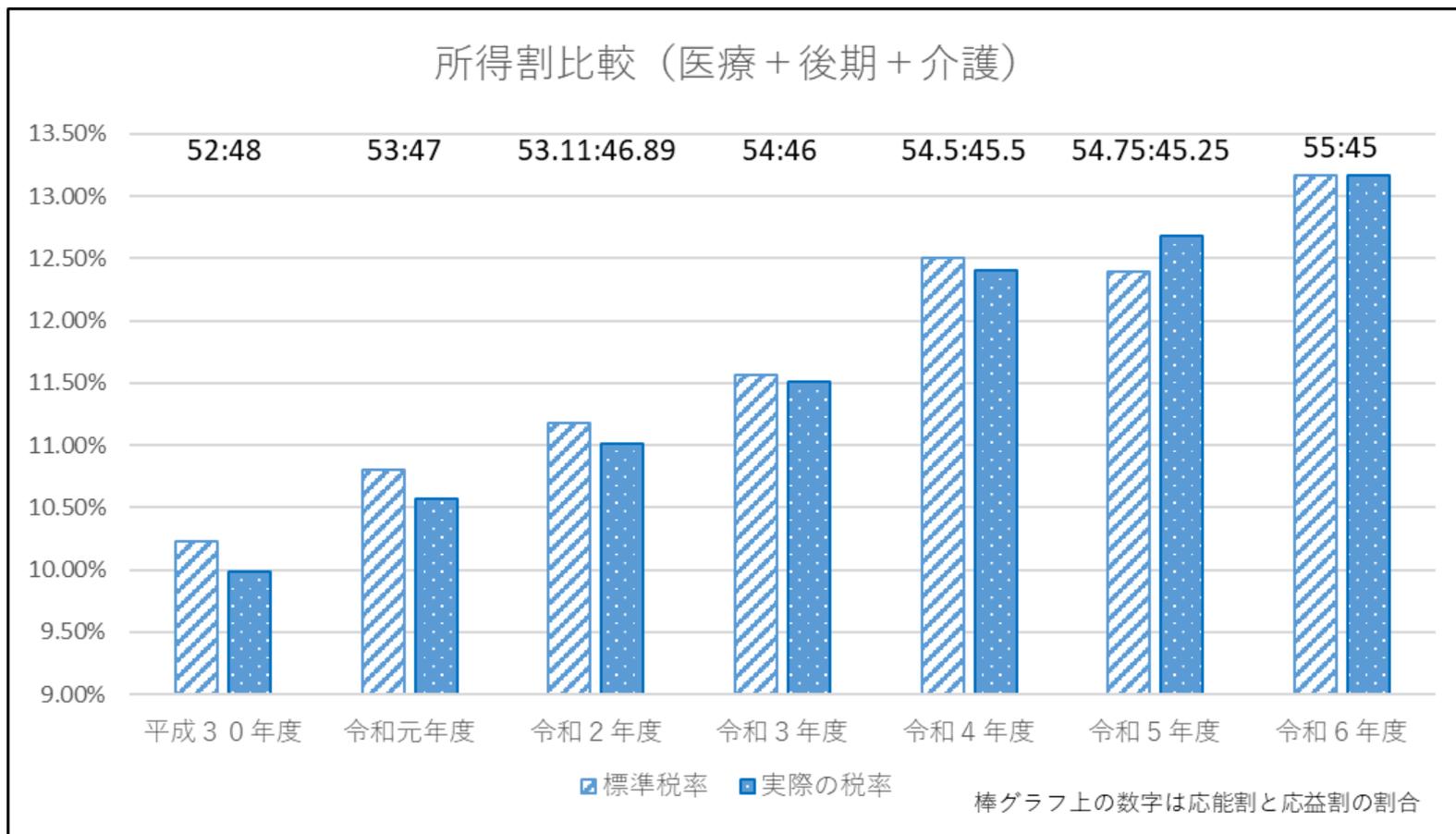
標準税率を超える税率の設定はできるだけ避ける



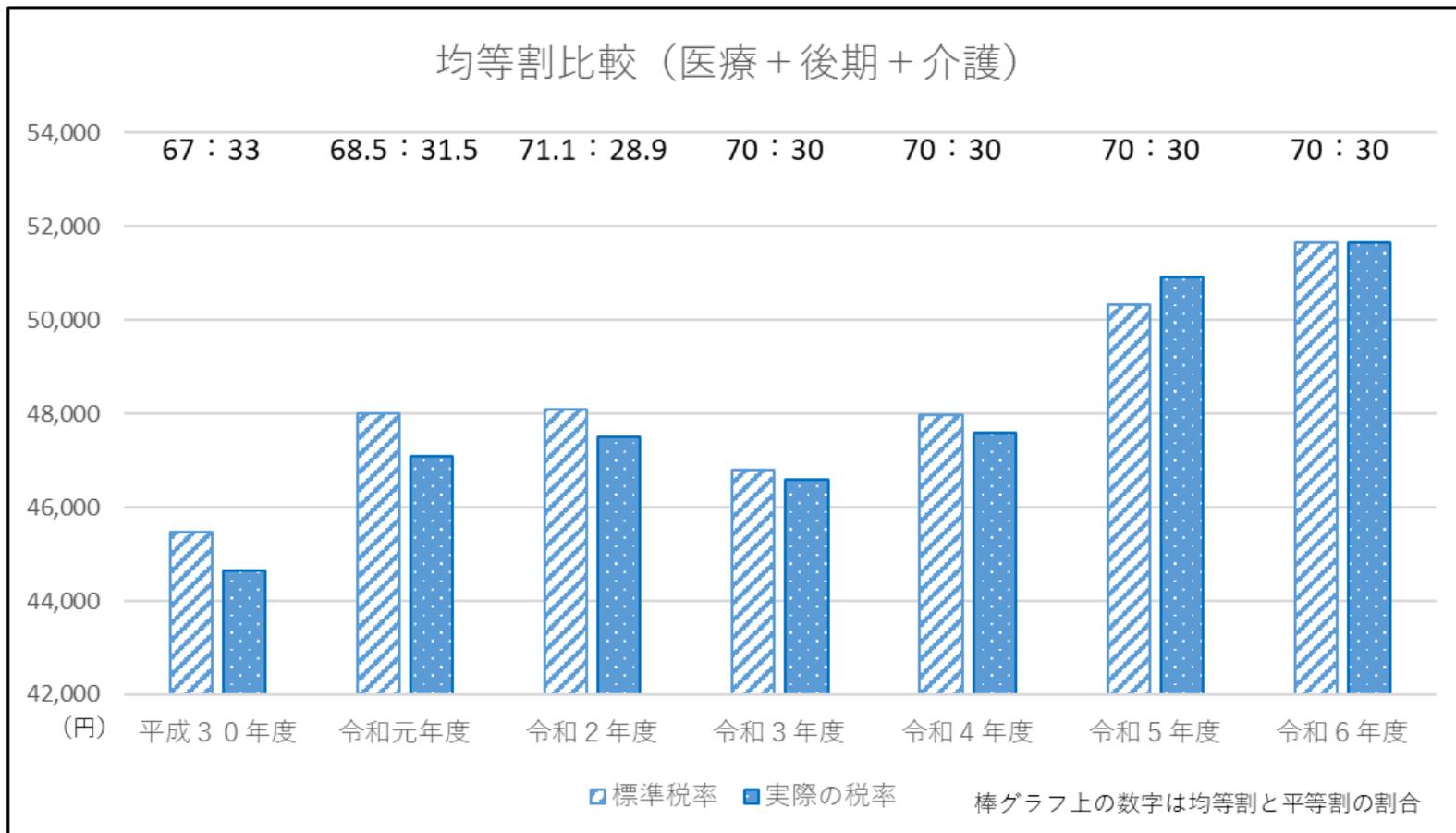
令和6年度の保険税率（予定）は、標準税率とする

標準税率と実際の税率との比較(平成30年度～令和6年度(予定))

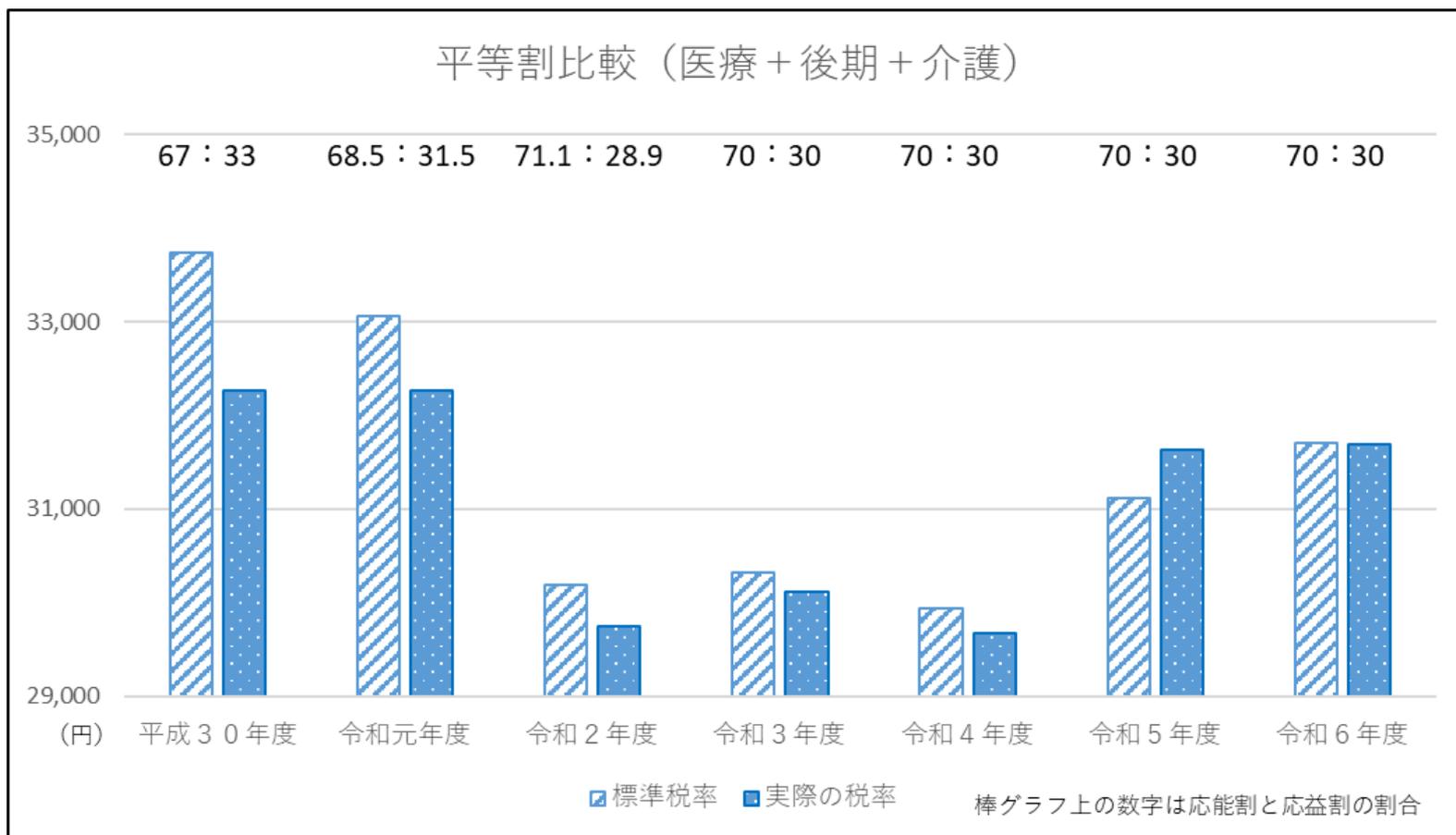
①所得割



②均等割



③平等割



保険税率の設定に向けた対応

必要税額を下げるための対応を行いました。

①基金の取崩し 5,000万円

必要税総額の減額 約52億4,100万円 → 約51億9,100万円

改定の際には、次の2点について配慮しました。

①収納率の見直し 92.50% → 92.90%

令和6年度も様々な取組により収納率を向上させることを想定し高く設定

②応能割と応益割の割合変更

54.75 : 45.25 → 55 : 45

低所得者へ配慮し、応益割（均等割、平等割）の上昇を抑える

令和6年度国民健康保険予定税率(令和5年度税率との比較)

	医療分			後期支援分			介護分		
	R5 税率	R6 予定税率	差	R5 税率	R6 予定税率	差	R5 税率	R6 予定税率	差
所得割 (%)	6.96	7.29	0.33	2.82	2.99	0.17	2.90	2.88	-0.02
均等割 (円)	28,270	28,530	260	10,920	11,440	520	11,740	11,690	-50
平等割 (円)	18,530	18,500	-30	7,160	7,420	260	5,940	5,770	-170

モデル世帯(子育て世帯 30代)

単位(円)

モデル世帯	R4年度 税率	R5年度 税率	R6年度 予定税率	改定額 R5→R6	1月当たり の 改定額
① 夫婦2人(30代)・子ども1人世帯 給与収入430万円、妻収入0円 (所得300万円)子ども1人が未就学児	355,600	374,900	389,900	15,000	1,250
② 夫婦2人(30代)・子ども2人世帯 給与収入300万円、妻収入0円 (所得202万円、2割軽減世帯) 子ども2人が未就学児	254,700	270,000	280,100	10,100	842
③ 夫婦2人(30代)・子ども3人世帯 給与収入430万円、妻収入0円 (所得300万円、2割軽減世帯) 子ども3人が未就学児	361,600	381,500	396,800	15,300	1,275
④ 夫婦2人(30代)・子ども2人世帯 給与収入300万円、妻収入0円 (所得202万円、2割軽減世帯)	283,100	301,400	312,000	10,600	883

モデル世帯(子育て世帯 40代・介護分あり)

単位(円)

モデル世帯	R4年度 税率	R5年度 税率	R6年度 予定税率	改定額 R5→R6	1月当たり の 改定額
⑤ 夫婦2人(40代)・子ども1人世帯 給与収入430万円、妻収入0円 (所得300万円)子ども1人が未就学児	461,200	478,800	493,000	14,200	1,183
⑥ 夫婦2人(40代)・子ども2人世帯 給与収入300万円、妻収入0円 (所得202万円、2割軽減世帯) 子ども2人が未就学児	325,500	339,600	349,200	9,600	800
⑦ 夫婦2人(40代)・子ども3人世帯 給与収入430万円、妻収入0円 (所得300万円、2割軽減世帯) 子ども3人が未就学児	461,200	479,500	494,100	14,600	1,217
⑧ 夫婦2人(40代)・子ども2人世帯 給与収入300万円、妻収入0円 (所得202万円、2割軽減世帯)	353,900	371,000	381,100	10,100	842

モデル世帯(単身者・高齢者世帯)

単位(円)

モデル世帯	R4年度 税率	R5年度 税率	R6年度 予定税率	改定額 R5→R6	1月当たり の 改定額
⑨ 単身世帯(50歳)、給与収入430万円 (所得300万円) 介護分有	395,800	408,300	421,400	13,100	1,092
⑩ 夫婦2人(70歳)世帯 年金収入208万円、妻収入0円 (所得98万円、5割軽減世帯)	99,400	105,800	109,300	3,500	292
⑪ 単身世帯(70歳)、年金収入153万円 (所得43万円、7割軽減世帯)	17,600	19,400	19,700	300	25

オ 税率改定に関する今後の考え方

☆保険税(料)水準の統一の定義

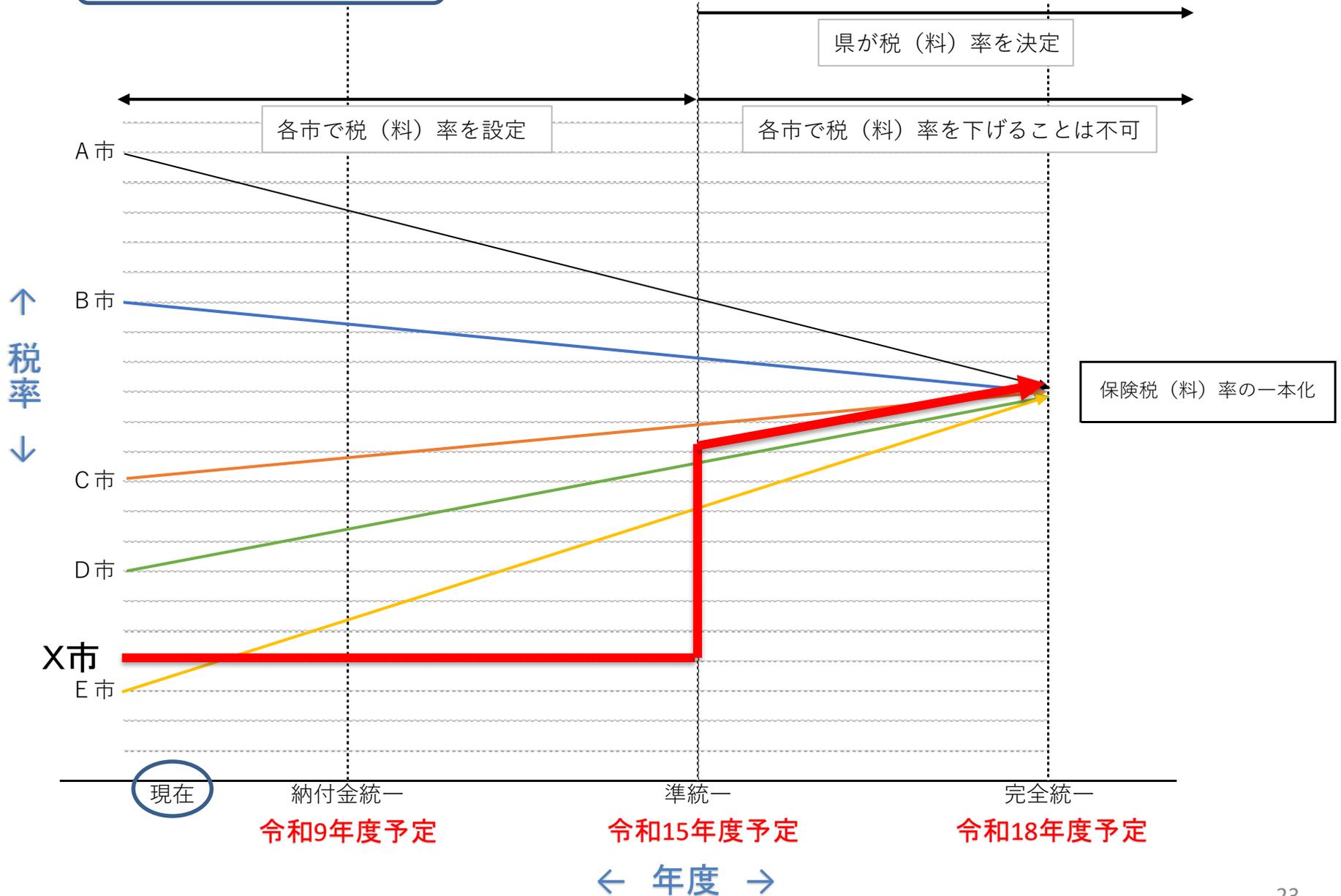
同じ所得水準・同じ世帯構成であれば、
同じ保険税(料)水準となる。

保険税(料)算定にあたっての基準を全て全県で統一し、
県が1本の保険税(料)率で算定

☆保険税(料)水準の統一の意義

- 被保険者間の公平性の確保
- 市町村国保の財政運営の安定化

統一までのイメージ



【参考】**本市の令和5年度→令和6年度の税率改定案の状況(医療+後期+介護)**

	所得割合計	均等割合計	平等割合計
本市	+0.48%	+738円	+73円

県内各市の令和4年度→令和5年度の税(料)率改定状況(医療+後期+介護)

	所得割合計	均等割合計	平等割合計
A市	+2.01%	+3,180円	+1,260円
B市	+1.36%	+2,200円	+2,000円
C市	+1.33%	+1,180円	+1,040円
D市	+0.63%	+3,010円	±0円
E市	+0.50%	+4,320円	+1,200円
F市	+0.42%	+3,578円	±0円
G市	+0.37%	+413円	+55円
本市	+0.28%	+3,330円	+1,950円
I市	+0.27%	+1,300円	+4,500円

カ その他(法改正への対応等について)

課税限度額の見直し

令和5年12月に閣議決定された税制改正大綱では、課税限度額について、後期支援分が22万円から24万円に**2万円**引き上げられ、総額も104万円から**106万円**となります。

平塚市国民健康保険税条例では、課税限度額を地方税法に規定されている法定限度額に合わせるように定めているため、課税限度額に関して条例の改正は行いません。

	現行	改定後	差
医療分	650,000円	650,000円	0円
後期支援分	220,000円	240,000円	+20,000円
介護分	170,000円	170,000円	0円
合計	1,040,000円	1,060,000円	+20,000円

見直しの背景

高齢化の進展等により医療給付費等が増加する一方で、被保険者の所得が十分に伸びない状況において、

- ・ 保険税負担の上限を引き上げずに、保険税率の引上げにより必要な保険税収入を確保することとすれば、高所得層の負担は変わらない中で、中間所得層の負担が重くなる。

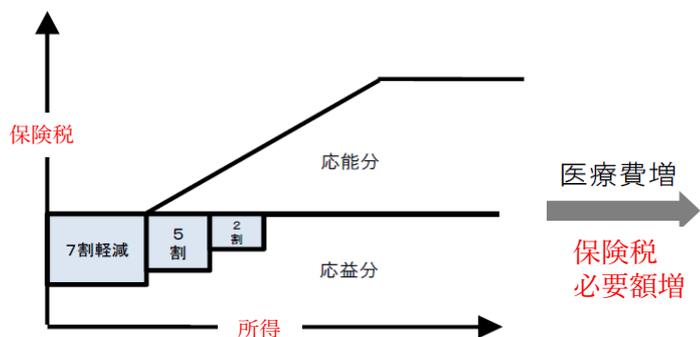
【イメージ図：①】

- ・ 保険税負担の上限を引き上げることとすれば、高所得層により多く負担いただくこととなるが、中間所得層の被保険者に配慮した保険税設定が可能となる。

【イメージ図：②】

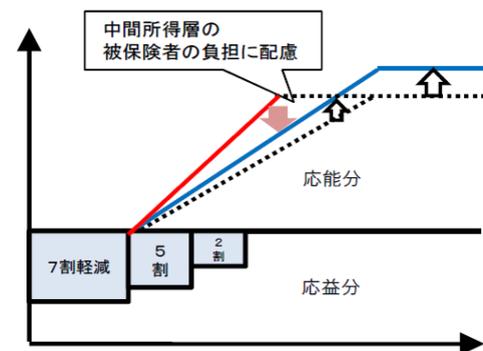
【イメージ図：①】

保険税率の引上げ



【イメージ図：②】

保険税率及び賦課限度額の引上げ



軽減判定所得の見直し

世帯の軽減判定所得が、下表の基準額以下の場合、保険税の均等割・平等割が軽減されます。

課税限度額と同じように条例改正の必要はありませんが、本市でも適用します。

国民健康保険税の軽減判定所得の基準

区分	改正前(令和5年度)	改正後(令和6年度)
7割軽減 基準額	基礎控除 43万円 + {10万円 × (給与所得者等の数 - 1)}	変更なし
5割軽減 基準額	基礎控除 43万円 + (29万円 × 加入者数) + {10万円 × (給与所得者等の数 - 1)}	基礎控除 43万円 + (29.5万円 × 加入者数) + {10万円 × (給与所得者等の数 - 1)}
2割軽減 基準額	基礎控除 43万円 + (53.5万円 × 加入者数) + {10万円 × (給与所得者等の数 - 1)}	基礎控除 43万円 + (54.5万円 × 加入者数) + {10万円 × (給与所得者等の数 - 1)}

軽減判定基準額の計算例

加入者数	給与所得者等の数	7割軽減額	5割軽減額	2割軽減額
1人	0～1人	43万円以下	72.5万円以下	97.5万円以下
	2人	53万円以下	82.5万円以下	107.5万円以下
2人	0～1人	43万円以下	102万円以下	152万円以下
	2人	53万円以下	112万円以下	162万円以下
	3人	63万円以下	122万円以下	172万円以下
3人	0～1人	43万円以下	131.5万円以下	206.5万円以下
	2人	53万円以下	141.5万円以下	216.5万円以下
	3人	63万円以下	151.5万円以下	226.5万円以下
	4人	73万円以下	161.5万円以下	236.5万円以下



議題(2)

令和6年度 平塚市国民健康保険事業特別会計

～当初予算案と事業の概要～



【全体】

- ◆被保険者世帯数 → 33,400世帯(対前年度-1,700世帯)
- ◆被保険者数 → 48,300人(対前年度-3,700人)と見込み積算
- ◆歳入歳出総額は、前年度比-9億円(-3.6%)の253億円
- ◆歳出の約70%を占める保険給付費は、過去の推計から対前年度-7億円(-4.1%)の173億円を見込む
- ◆国民健康保険事業費納付金は対前年度-3億円(-3.5%)の71億円
 - 納付金の主な財源＝国民健康保険税 → 税率を設定
- ◇令和6年4月…退職者医療制度の廃止
- ◇令和6年10月…短時間労働者に対する社会保険適用の拡大
 - 企業規模要件「従業員100人超」から「50人超」へ
- ◇令和6年12月…健康保険証廃止(マイナンバーカードとの一体化)

予算規模の推移

単位:千円

年度	当初予算額	対前年度	補正予算額	最終予算額
R2	25,945,000	—	282,186	26,227,186
R3	25,499,000	-446,000	855,196	26,354,196
R4	25,784,000	285,000	241,746	26,025,746
R5	26,193,000	409,000	178,220	26,371,220
R6	25,260,000	-933,000	—	—

※R5補正予算額は12月補正までの実績+3月補正要求段階

【歳入の主な事業】

①国民健康保険税(5,417,359千円／対前年度-316,057千円)

(A3用紙:「令和6年度当初予算案総括表」①参照)

- ・県から示された標準税率等を参考に、必要額を満たすために保険税率を見直し
- ・国民健康保険事業費納付金の減少に伴い、316,057千円(5.5%)の減
- ・歳入全体に占める割合は約20%

②県支出金(17,541,968千円／対前年度-693,541千円)

(A3用紙:「令和6年度当初予算案総括表」②参照)

- ・国、支払基金、県からの交付金等が合算され県から支出されるもの
- ・歳入全体に占める割合は約70%
- ・歳出「保険給付費」と対の関係にあたる「普通交付金」の減の影響が大きく、全体で693,541千円の減

(参考: 県支出金の増減イメージ)

	増要因	減要因	不確定要素
普通交付金	「保険給付費」の増	「保険給付費」の減	不当利得、第三者
特別交付金	保険者努力 支援分	取組達成項目の減	特定健診受診率 特定保健指導実施率 保険税収納率 など
	特別調整 (市町村分)	取組に要する費用増	保険料減免(非自発、 被扶養者) など
	県繰入金 (2号分)	取組達成項目の増	特定健診受診率 特定保健指導実施率 保険税収納率 など
	特定健診等 負担金	基準単価の増 健診実施人数の増 前年度不足分の反映	基準単価の減 健診実施人数の減 前年度超過分の反映

③繰入金(2,129,594千円／対前年度+95,357千円)

(A3用紙:「令和6年度当初予算案総括表」③参照)

★【他会計繰入金】

- ・保険基盤安定繰入金、歳出と連動する「職員給与費等繰入金」の増により全体も増
- ・「その他一般会計繰入金」について、赤字補填分の繰入は解消済だが、地方単独事業波及増分(※)に係る繰入(82,000千円)、保険税率上昇緩和分(60,000千円)として令和4年度決算と同額の142,000千円を計上。

※地方単独事業(重度障がい者、ひとり親、小児等にかかる医療費助成)を実施することにより医療費の増加に波及する分

※18歳までの被保険者を対象とする医療費助成に係る減額調整措置は令和6年度から廃止

★【市国民健康保険基金繰入金】

- ・保険税率上昇緩和のため、前年度と同額の50,000千円を取り崩し

(参考: 他会計繰入金における各種繰入金イメージ)

法定 法定外	繰入金名称	内容
法定	保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分)	保険税の負担緩和に対する繰入れ (県3/4、市1/4)
	保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)	保険税の減額対象者の数に応じた繰入れ (国1/2、県1/4、市1/4)
	未就学児均等割保険料繰入金	未就学児に係る均等割軽減に対する繰入れ (国1/2、県1/4、市1/4)
	職員給与費等繰入金	職員給与費などの歳出「総務費」に対する繰入れ
	出産育児一時金等繰入金	出産育児一時金に対する繰入れ (歳出「出産育児一時金」の2/3)
	国保財政安定化支援事業繰入金	国保財政の健全化等に資するために講じられている地方財政措置分の繰入れ (低所得者分、年齢構成差分)
法定外	その他一般会計繰入金	地方単独事業波及増分に充てられる繰入れ 保険税率上昇緩和分に充てられる繰入れ

(参考:基金の状況)

単位:円

年度	前年度末 現在高	当該年度増減額		当該年度末 現在高
		取崩	積立	
R2	155,922,793	0	157,124,207	313,047,000
R3	313,047,000	0	0	313,047,000
R4	313,047,000	33,000,000	50,000,000	330,047,000
R5	330,047,000	50,000,000	?	280,047,000
R6	280,047,000	50,000,000	?	230,047,000



【市の留意点】 特別交付金(県繰入金分(2号分))の評価点の獲得



★『前年度の保険税調定額の5%以上』 ⇒ 『287,067,860円以上』



- ・R6～8の納付金は、本体基金を取崩した際の償還分が上乘せされること
- ・今後も納付金軽減のための県基金の財源不足が見込まれること



50,000千円が限度

【歳出の主な事業】

④国民健康保険庶務事業(242,321千円／対前年度+67,223千円)

(A3用紙:「令和6年度当初予算案総括表」④参照)

主な増要因	主な減要因
<ul style="list-style-type: none">・会計年度任用職員報酬等の増 →単価UP、レセプト点検員1名増・【新】保険証廃止に伴う各種増 →資格確認書等周知費用 →資格確認書発行等に伴うシステム改修・【新】次期窓口業務委託に係る費用増 →物価高騰、人件費増等・【新】庁内サーバクラウド化に伴う対応委託料	<ul style="list-style-type: none">・被保険者数の減に伴う各種経費の減 →保険証等の印刷、発送数 →国保連レセプト処理・管理手数料 →消耗品費 など・前年度実施の住居表示に伴うシステム改修費の減
増要因計 68,124千円	減要因計 -901千円

国民健康保険庶務事業 計 +67,223千円

⑥保険給付費(17,267,444千円／対前年度-729,547千円)

～療養諸費、高額療養費、移送費～ (A3用紙:「令和6年度当初予算案総括表」⑥参照)

- ・市の推計は「過去の実績等に基づく1人あたり医療費×R6被保険者見込数」で算出
- ・1人あたり医療費は増加するものの、被保険者数の減少により保険給付費全体では減

【1人あたり保険給付費の経年比較】

単位:円

年度	平塚市			神奈川県全体		
	保険給付費	増減額	増減率	保険給付費	増減額	増減率
R2	296,835	-9,136	-2.99%	304,026	345	-2.84%
R3	327,378	30,543	10.29%	318,589	14,563	7.98%
R4	327,097	-281	-0.09%	323,940	5,351	1.68%
R5見込	338,523	11,426	3.49%	329,521	5,581	1.72%
R6	362,684	24,161	7.14%	344,422	14,901	4.52%

※保険給付費は療養諸費、高額療養費、移送費

※R1～4は決算資料から(療養諸費、高額、移送÷年平均)

※R5は普通交付金決算見込÷R5.11末時点平均被保数から算出

⑦保険給付費(17,267,444千円／対前年度-729,547千円)～出産育児一時金～
 (A3用紙:「令和6年度当初予算案総括表」⑦参照)

・出産育児一時金は近年の減少傾向に伴い31件減の110件を見込む

【出産育児一時金の経年比較】

単位:件、円

年度	当初予算			決算		
	件数	単価	金額	出生数	申請数	支給額
R2	150	420,000	63,000,000	160	169	69,739,803
R3	180	420,000	75,600,000	145	135	56,561,343
R4	175	420,000	73,540,000	113	117	48,963,829
R5	141	500,000	70,500,000	-	-	-
R6	110	500,000	55,000,000	-	-	-

⑧保険給付費(17,267,444千円／対前年度-729,547千円) ～葬祭費～
 (A3用紙:「令和6年度当初予算案総括表」⑧参照)

・被保険者数は減少するが、死亡数の増加傾向と申請実績を踏まえ、390件を見込む

【葬祭費の予算、決算推移】

単位:件、円

年度	当初予算			決算		
	申請数	単価	金額	死亡数	申請数	支給額
R2	430	50,000	21,500,000	399	381	19,050,000
R3	420	50,000	21,000,000	405	361	18,050,000
R4	417	50,000	20,850,000	412	369	18,450,000
R5	403	50,000	20,150,000	-	-	-
R6	390	50,000	19,500,000	-	-	-

⑨保険給付費(17,267,444千円／対前年度-729,547千円) ～傷病手当金～
 (A3用紙:「令和6年度当初予算案総括表」⑨参照)

- ・本市傷病手当金は令和5年5月10日をもって失効
- ・失効日以前の期間分の申請(請求時効2年)に対応するため40件分を計上

【傷病手当金の予算、決算推移】

単位:件、円

年度	当初予算			決算		
	申請数	見込単価	金額	申請数	平均単価	支給額
R2	10	100,000	1,000,000	2	44,994	89,988
R3	10	100,000	1,000,000	11	80,954	890,494
R4	15	100,288	1,505,000	103	36,806	3,791,049
R5	100	41,191	4,120,000	-	-	-
R6	40	42,263	1,691,000	-	-	-

⑩国民健康保険事業費納付金(7,129,721千円／対前年度-256,842千円)

(A3用紙:「令和6年度当初予算案総括表」⑩参照)

- ・医療給付費などの見込額から、国や県の公費で賄われる部分などを除いた額を基本に市町村の医療費水準や所得水準を考慮して県が市町村ごとに決定
- ・市町村は保険税収入などにより県へ決定額を納付
- ・R6は、被保険者数の減に伴う「保険給付費」の見込み減により納付金額も減少

⑪保健事業費・病院事業費(27,150千円／対前年度-32,600千円)

(A3用紙:「令和6年度当初予算案総括表」⑪参照)

- ・直営診療施設(平塚市民病院)に対して交付される特別調整交付金を国民健康保険事業特別会計で収入した後、病院事業会計へ支出するもの
- ・R6は前年度実施の機器更改(電子カルテシステム)分の減の影響により減

⑫国民健康保険特定健康診査等事業(特定健康診査等)

(206,366千円／対前年度-3,130千円)

(A3用紙:「令和6年度当初予算案総括表」⑫参照)

【予算積算における特定健診の受診者見込み】

	R4	R5	R6	増減(R6-R5)
対象者	45,000人	41,080人	40,572人	-508人
受診率	36.0%	37.0%	37.0%	±0.0%
受診者数	16,400人	15,500人	15,200人	-300人
35歳健診	148人	148人	148人	±0人

⑫国民健康保険特定健康診査等事業(特定健康診査等) ~つづき~
 (206,366千円／対前年度-3,130千円)

主な増要因	主な減要因
<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員の単価等の増 ・各種委託に係る人件費、物価高騰等 ・【新】眼底検査業務委託の実施 ・【新】健康かるて改修業務委託 ・【新】打鍵システム仕様変更対応業務委託 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健診受診者数減に伴う必要経費の減 →データ管理手数料、保険者負担金 ・データヘルス計画案策定に係る経費の減
<p>増要因計 6,255千円</p>	<p>減要因計 -9,385千円</p>



特定健康診査等事業(特定健康診査等) 計 -3,130千円

⑬国民健康保険特定健康診査等事業(特定保健指導等)

(19,284千円／対前年度-463千円)

(A3用紙:「令和6年度当初予算案総括表」⑬参照)

主な増要因	主な減要因
<ul style="list-style-type: none">・会計年度任用職員の単価等の増・消耗品等の単価増	<ul style="list-style-type: none">・特定保健指導見込数減に伴う必要経費の減
増要因計 527千円	減要因計 -990千円



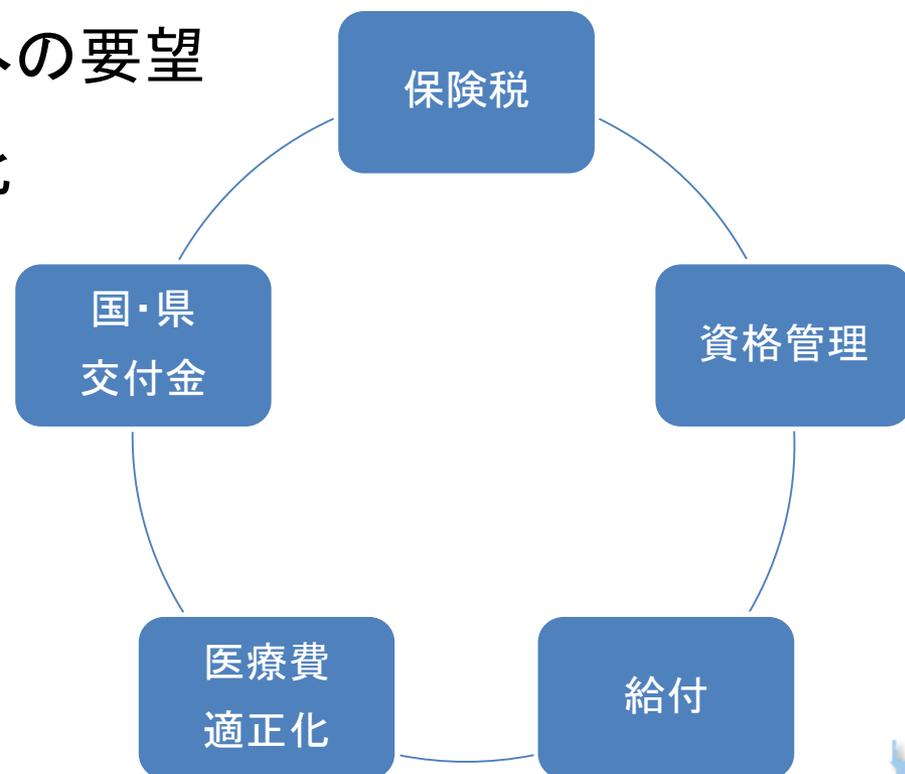
特定健康診査等事業(特定保健指導等) 計 -463千円

【安定した財政運営に向けて】

- ◆保険税収納率の向上
- ◆国・県交付金の獲得、国・県への要望
- ◆保健事業による医療費適正化
- ◆適正な給付
- ◆適正な資格管理



- ・各事務の精度向上
- ・連動した取り組み





議題(3)

平塚市国民健康保険第2期データヘルス計画(第4期特定健康診査等実施計画)のパブリックコメントの結果について

データヘルス計画素案へのパブリックコメント実施結果

期 間	令和5年12月1日(金)～令和6年1月4日(木)
閲覧場所	平塚市役所(市政情報コーナー、保険年金課)、 駅前市民窓口センター、市民活動センター、各公民館、 各図書館、市ホームページ
提出方法	直接持参、郵送、ファックス、電子メール、 電子申請システム(e-kanagawa)
実施結果	提出意見 0件

今後のスケジュール

時 期	内 容
令和6年1月18日	平塚市国民健康保険運営協議会 ・パブリックコメントの実施結果について報告 ・第2期データヘルス計画素案について承認
3月下旬	市ホームページに第2期データヘルス計画を公表
4月～	第2期データヘルス計画に基づき事業実施

平塚市国民健康保険運営協議会に
ご協力いただきありがとうございました。



健康・こども部保険年金課